

3. 議会の運営

(1) 定例会及び臨時会

定例会は、条例で年4回と規定されており、おおむね2月、6月、9月及び11月に開かれている。なお、臨時会は必要の都度開かれる。

平成26年以降の会期及び議案数等は、次のとおりである。

年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
26	277回定例会	2.24～3.24	29	9	20	124	121	3	18	-	12
	278回定例会	6.13～6.30	18	6	12	38	36	2	12	-	6
	279回定例会	9.19～10.8	20	7	13	54	51	3	16	-	5
	280回定例会	11.21～12.9	19	6	13	51	51	-	12	-	6
27	281回定例会	2.23～3.17	23	8	15	107	106	1	14	-	12
	93回臨時会	5.13～5.15	3	3	-	22	21	1	-	-	3
	282回定例会	6.15～6.30	16	6	10	24	20	4	12	-	6
	283回定例会	9.18～10.9	22	7	15	56	49	7	16	-	5
28	284回定例会	11.24～12.9	16	6	10	43	40	3	12	-	6
	285回定例会	2.24～3.23	29	9	20	99	96	3	19	-	10
	286回定例会	6.1～6.16	16	6	10	42	40	2	12	-	6
	287回定例会	9.21～10.11	21	7	14	52	46	6	16	-	5
29	288回定例会	11.24～12.9	16	6	10	38	32	6	12	-	6
	289回定例会	2.22～3.22	29	9	20	93	89	4	17	-	10
	290回定例会	6.15～6.30	16	6	10	49	47	2	12	-	5
	291回定例会	9.21～10.10	20	7	13	79	76	3	16	-	5
30	292回定例会	11.22～12.8	17	6	11	61	59	2	12	-	6
	293回定例会	2.23～3.23	29	9	20	140	135	5	17	-	11
	294回定例会	6.14～6.29	16	6	10	52	51	1	12	-	6
	295回定例会	9.21～10.11	21	7	14	59	57	2	16	-	5
31 (元)	296回定例会	11.21～12.7	17	6	11	50	43	7	12	-	6
	297回定例会	2.21～3.15	23	8	15	138	133	5	13	-	10
	94回臨時会	5.13～5.15	3	3	0	22	22	0	-	-	2
	298回定例会	6.13～6.28	16	6	10	42	40	2	12	-	6
	299回定例会	9.18～10.7	20	7	13	52	52	0	16	-	6
	300回定例会	11.22～12.9	18	6	12	60	57	3	12	-	6

年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
2	301回定例会	2.25～3.24	29	11	18	109	104	5	17	-	18
	95回臨時会	5.12～5.15	4	2	2	11	10	1	-	-	7
	302回定例会	6.15～6.30	16	6	10	41	38	3	12	-	6
	303回定例会	9.18～10.8	21	7	14	56	53	3	16	-	7
	304回定例会	11.24～12.9	16	6	10	35	32	3	12	-	8
3	305回定例会	2.22～3.22	29	9	20	82	81	1	17	-	13
	306回定例会	6.14～6.29	16	6	10	49	45	4	12	-	7
	307回定例会	9.17～10.7	21	7	14	53	46	7	16	-	6
	308回定例会	11.24～12.9	16	6	10	31	26	5	12	-	8
4	309回定例会	2.22～3.23	30	9	21	104	100	4	17	-	12

(2) 本 会 議

ア 会議時間

会議は、議会運営委員会の申合せにより午前10時30分から始めている。

ただし、閉会日の開議時刻については、その都度議会運営委員会で決めることとしており、午後1時に始めることが多い。

イ 議案の審議

議案は、おおむね次の順序で審議している。

〈議案上程→知事提案理由説明→（一般質問）→質疑→委員会審査→委員長報告→討論→採決〉

ウ 一般質問及び議案に対する質疑

一般質問と議案に対する質疑とは区別し、それぞれ通告制により行っている。

また、質問時間は、議会運営委員会の申合せにより次のとおりとなっている。

- ・代表的な一般質問（2月定例会のみ実施） 50分以内（答弁時間を除く。）
- ・一般質問（毎定例会実施） 30分以内（答弁時間を除く。）
- ・なお、再質問は代表的な一般質問及び一般質問ともに15分以内（答弁時間を含む。）
で一问一答方式によることを基本とする。
- ・議案に対する質疑 45分以内（答弁時間を含む。）

エ 請願・陳情の審議及び委員会の審査結果

請願及び陳情は、所管の委員会で審査し、他の議案の審査結果とともに、委員長が本会議に報告し、採決している。

オ 採決の方法

通常は、異議の有無を諮る方法及び起立による採決方法により行っている。
ただし、必要に応じて記名投票又は無記名投票により行う場合もある。

(3) 議会運営委員会

議会運営委員会は、円滑な議事運営を図るため地方自治法第109条第1項の規定に基づき設置している。

ア 所管事項

- 1) 議会の運営に関する事項
- 2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3) 議長の諮問に関する事項

イ 委員の定数、構成及び任期

- 1) 委員定数 10人
- 2) 構成

議会運営委員会の申合せにより

- ① 委員は、所属議員5人以上の会派に、それらの会派所属議員数の比率（ドント方式）により割り当てている。ただし、所属議員5人以上の会派が1会派のときは、その会派に次いで所属議員数の多い会派（2以上の会派が該当する場合は、それらの会派の意見を聴いて議長が定める会派）に1人を割り当てる。
 - ② 委員が選任されていない会派からは、オブザーバー（委員外議員）1人が委員会に出席している。
- 3) 任期 おおむね2年
 - 4) 正副委員長、委員等は次のとおりである。

(令和3年3月22日選任・4月8日互選)

正副委員長	委	員	オブザーバー
委員長	菊池憲太郎	田中満	畠山敬一
工藤慎康	齊藤爾	(立憲民主)	(公・健)
副委員長	花田栄介		松田勝
寺田達也	鳴海恵一郎		(共産党)
	山口多喜二		一戸富美雄
	小比類巻正規		(青和会)
	大崎光明		渋谷哲一
	(自民党)		(県民の会)

(4) 常任委員会

ア 委員会名、定数、所管事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和4年3月23日選任・4月7日互選)

委員会名	定数	所 管 事 項	
		委 員 名	
総務企画危機管理	8人	総務部、企画政策部、危機管理局、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	
		委員長 清水悦郎 田中順造 安藤晴美 一戸富美雄	副委員長 鳴海恵一郎 三橋一三 今博 和田寛司
環境厚生	8人	環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に属する事項	
		委員長 榑引ユキ子 伊吹信一 齊藤直飛人 木明和人	副委員長 小比類巻正規 工藤義春 松田勝 鶴賀谷貴
農林水産	8人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	
		委員長 齊藤爾 越前陽悦 工藤慎康 洪谷哲一	副委員長 大崎光明 山田知 川村悟 花田栄介
商工労働観光 エネルギー	8人	商工労働部、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項	
		委員長 阿部広悦 鹿内博 夏堀浩一 吉田絹恵	副委員長 菊池憲太郎 岡元行人 高橋修一 (欠員1人)
文教公安	8人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項	
		委員長 森内之保留 田名部定男 蛭沢正勝 福士直治	副委員長 山口多喜二 丸井裕 関良 (欠員1人)
建設	8人	県土整備部及び取用委員会の所管に属する事項	
		委員長 谷川政人 工藤兼光 畠山敬一 田中満	副委員長 山本知也 山谷清文 寺田達也 吉俣洋

イ 選任方法

各会派からの各常任委員会委員候補者に基づき、議会運営委員会において調整し、議長が会議に諮って指名している。

ウ 任期

おおむね4月1日から翌年の3月31日までの1年となっている。

エ 開催状況

- ① 議会開会中は、本会議から付託された議案及び請願・陳情並びに所管事項の審査のため委員会を開催している。(年4回)
- ② 議会閉会中は、継続審査案件及び特定付託案件の審査のため、毎月(定例会開催月を除く。)開催している。(年8回)

オ 県内外調査

県の出先機関及び事業現場等の現地調査(年4回以内)を実施しているほか、他都道府県の現地調査(年1回)を実施している。

(5) 特別委員会

特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置される。

ア 予算特別委員会及び決算特別委員会

当初予算案は2月定例会において設置される予算特別委員会に付託し、審査する。決算議案は9月定例会において設置される決算特別委員会に付託し、審査する。

イ 新幹線・鉄道問題対策特別委員会

現在、「新幹線・鉄道問題対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和元年5月14日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項							
		委 員 名							
新幹線・鉄道問題対策特別委員会	23人	新幹線の早期完成及び県内鉄道の整備促進について							
		(委員長)	(委員)						
		阿部広悦 (副委員長) 山谷清文	山田知裕 丸井哲一 渋谷義春 工藤栄介 花田直飛 齊藤直人 谷川政寛 和福土直 吉俣	知裕一 春介 人 人 司 治 洋	伊吹信一 夏堀浩博 今田達也 寺田多喜二 関山口勝 大松田光 鶴賀谷				
							(欠員2人)		

ウ 原子力・エネルギー対策特別委員会

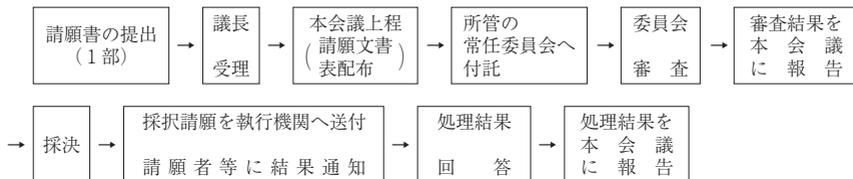
現在、「原子力・エネルギー対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和元年5月14日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項			
		委 員 名			
原子力・エネルギー対策特別委員会	23人	原子燃料サイクル事業の諸課題について			
		(委員長) 清水悦郎 (副委員長) 菊池憲太郎 (R3.7.21互選)	(委員) 田中順造 鹿内博 森内之保留 (R3.6.29選任) 櫛引ユキ子 (R3.6.29選任) 川村悟 畠山敬一 齊藤爾 鳴海恵一郎 小比類巻正規 山本知也	田名部定男 越前陽兼 岡藤元行 工藤慎修 高安藤晴 一戸富美 吉田中 田明和	

(6) 請願及び陳情

ア 請願の取扱い



イ 陳情の取扱い

陳情の取扱いについては、紹介議員が必要でないこと以外は請願の取扱いと同様である。ただし、その内容によっては、議会の審査の対象としない場合もある。

ウ 請願・陳情処理結果の推移

(請 願)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 了 未	処 理 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
平成 27	-	5	1	4	-	-	-	5
28	-	3	1	2	-	-	-	3
29	-	3	3	-	-	-	-	3
30	-	3	2	1	-	-	-	3
31(元)	-	3	1	2	-	-	-	3
令和 2	-	4	1	3	-	-	-	4
3	-	5	1	4	-	-	-	5

(陳 情)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 了 未	処 理 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
平成 27	-	1	-	1	-	-	-	1
28	-	1	-	1	-	-	-	1
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-
31(元)	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 議員の派遣

地方自治法第100条第13項の規定により、議会は議案の審査等のため必要があると認めるときは、議員を派遣することができることされており、議会の議決等により議員を派遣している。

ア 派遣の種類

(ア) 海外派遣

- ① 海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。
- ② 海外派遣は、任期中において議員24人以内とする。ただし、任期中において同一の議員は2回派遣しない。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。ただし、議員1人の支給額の最高限度額は、80万円とする。

(イ) 国内派遣

- ① 国内派遣は、次の場合に行う。

- a 議案の審査又は本県の重要な事務に関する調査
- b 議会の議決に基づく意見書又は決議書並びに議会運営委員会等で決定した要望書等の提出
- c 議会運営委員会の調査へのオブザーバーの参加
- d 協議又は調整を行うための場として設置した会議等の調査
- e 都道府県議会議員及び北海道・東北六県議会議員の研究交流大会への出席
- f 他の地方公共団体とともに設立した協議会等への出席
- g 議会に出席の依頼がある県、国又は他の地方公共団体等が主催する式典等への出席

- ② 上記①aの場合の国内派遣は、議員1人1年度につき1回以内とし、かつ、1回の派遣期間は2泊3日以内とする。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。

イ 議員派遣結果の報告及び公開

- (ア) 議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成し、派遣終了後30日以内に議長に提出しなければならない。ただし、上記ア(イ)①bからgまでの議員派遣の場合を除く。

- (イ) 議長は、議員派遣の結果を本会議に報告することとする。

- (ウ) 提出された議員派遣結果報告書は、議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲示することとする。

(8) 議会の傍聴

本会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

なお、一般傍聴者は、県議会受付で傍聴券の交付を受け、住所、氏名等を記入し、入場の際に、これを係員に提示すれば傍聴することができるが、危険のおそれのある物品を携帯する者、酒気を帯びている者及び拡声器、録音機、写真機の類を携帯している者等は傍聴席に入ることができない。

なお、一般傍聴席の定員は162人である。(うち車いす使用の定員は2人)

委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局所定の場所で、傍聴券の交付を受けなければならない。傍聴の手続きは、本会議の場合と同様である。